

受託単価規程

株式会社オランジエ

第1条(目的)

この規程は、株式会社オランジエ(以下「当社」という。)が外部から受託し、又は請け負うシステム開発、DX支援、AI導入支援、Webサイト構築、その他これらに付随する業務(以下「受託等事業」という。)の実施に必要な人件費及び再委託費の算定に適用する単価について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(総則)

- 受託等事業の実施に必要な費用の算定は、この規程に定めるところにより行う。
- 受託等事業の契約額は、本規程に基づき算出した金額を基礎として見積を行うものとする。
- ただし、委託者又は発注者の事情により、本規程に基づく見積が困難な場合は、当社と協議の上、別途定めることができる。

第3条(費用区分)

受託等事業に係る費用は、次の区分により算定する。

- 当社の役員及び従業員(補助事業において人件費算入が認められる者)に係る人件費
- 外部人材会社又は個人事業主等へ再委託する業務に係る再委託費

第4条(人件費)

- 人件費は、当該受託等事業に従事する当社の役員及び従業員(以下「従業員等」という。)について、受託単価を基に算定する。
- 受託単価は、第6条に定める受託単価表の金額を用いる。
- 人件費の額は、当該受託等事業に従事した業務時間に、受託単価を乗じて得た額とする。

第5条(再委託費)

- 当社は、受託等事業の全部又は一部について、外部の人材会社、協力会社又は個人事業主(以下「外部人材」という。)に再委託することができる。
- 再委託費は、当社と外部人材との間で締結する契約に基づく単価又は金額により算定する。
- 前項の再委託費には、外部人材に支払う業務対価のほか、人材会社手数料、管理費その他再委託に伴い必要となる費用を含むものとする。
- 再委託費は、原則として実作業時間又は契約単位に基づき算定する。

第6条(受託単価表)

ランク	職務区分	受託単価(令和7年度) (円／時間)
課長級	PM、テックリード、DX/AI責任者	7,128
係長級	システムエンジニア、DX・AI設計担当	6,259
一般A	プログラマー、Web制作者、運用担当	5,643

※ 本単価は、当社が受託する公共団体等の委託業務に適用する標準的な人件費単価であり、業務内容、期間及び体制に応じて見積金額は個別に算定するものとする。

第7条(受託単価の算定根拠)

1. 受託単価は、当社における当該職務区分に対応する実際の賃金水準を基礎とし、これに法定福利費、退職給付引当金相当額及び業務遂行に必要な間接経費等を加味して、合理的に算定する。
2. 前項に基づき算定した受託単価は、当社の会計資料、賃金台帳その他客観的資料に基づき算出するものとする。
3. 受託単価の算定に用いる費目は、次のとおりとする。

(1)人件費

- ① 給与
- ② 法定福利費
- ③ 退職給付引当金相当額

(2)間接経費

- ① 租税公課
 - ② 役員報酬
 - ③ 通信費、事務費その他業務遂行に必要な経費
-

第8条(再委託を含む見積)

1. 再委託を伴う受託等事業の見積は、次の合算により行う。

(1)自社人件費

(2)再委託費

(3) 必要に応じた管理・調整業務に係る人件費

2. 再委託費を含む場合であっても、当社は受託事業全体の品質及び成果物に対して責任を負うものとする。

第9条(改訂)

1. 本規程は、事業内容、労務費、外部委託市場の動向その他社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2. 本規程を改訂した場合は、社内に周知するとともに、当社Webサイトにおいて公表するものとする。

付則

この規程は、**2025年4月1日**から施行する。